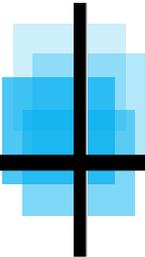


令和2年度
群馬東部水道企業団水道料金審議会
(第2回)

群馬東部水道企業団の水道料金

令和2年10月2日



目次

1. 全国的な水道料金に関する現状
2. 各地区の現行の水道料金
3. 口径別平均使用水量での料金比較
4. 群馬県内の水道事業者の比較
5. 直近の料金改定時期
6. 今回の料金統一の目的

1. 全国的な水道料金に関する現状

料金回収率 = 供給単価 / 給水原価

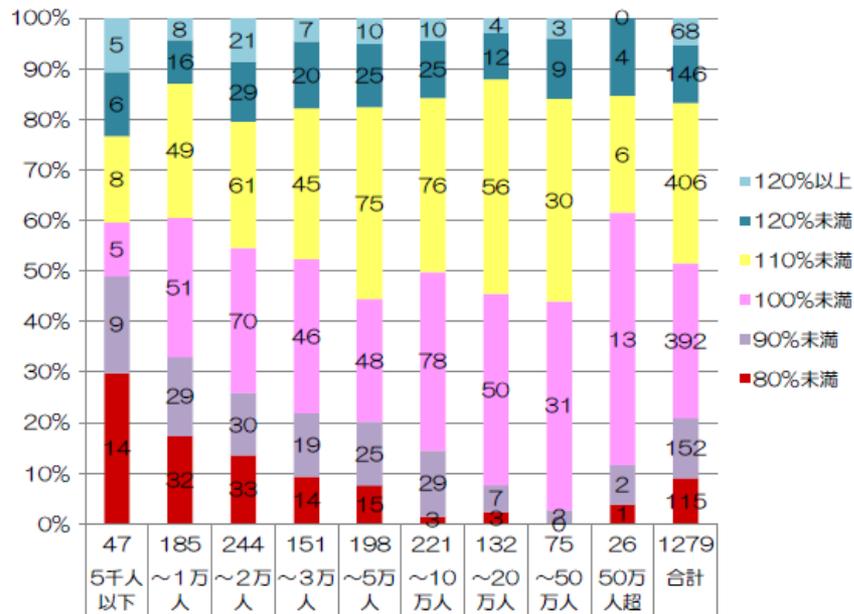


図 給水人口規模別の料金回収率

- ◆ 人口減少や節水意識の向上により、給水収入は減少傾向にある。
- ◆ 料金回収率が100%を下回っている「原価割れ」の状態にある水道事業者は全体の52%である。
- ◆ 将来の施設更新等に充当するための費用を料金収入で確保できていないと思われる水道事業者は全体の51%である。
- ◆ 平成22年から平成26年の5年間で水道料金の値上げを行った水道事業者は、年平均で全体の約4%である。

十分な更新費用を料金収入に見込んでいないケースが多く、このままでは、老朽化した施設の更新が遅れたり、将来急激な水道料金の値上げを招くおそれがある。

2-1. 水道料金体系の概要

- ◆ 基本料金と従量料金から成る二部料金制を採用している。
- ◆ 口径で料金に差をつける口径別料金体系を採用している。
- ◆ 従量料金は逓増型料金体系を採用している。
- ◆ 具体的な金額は地区によって異なる。

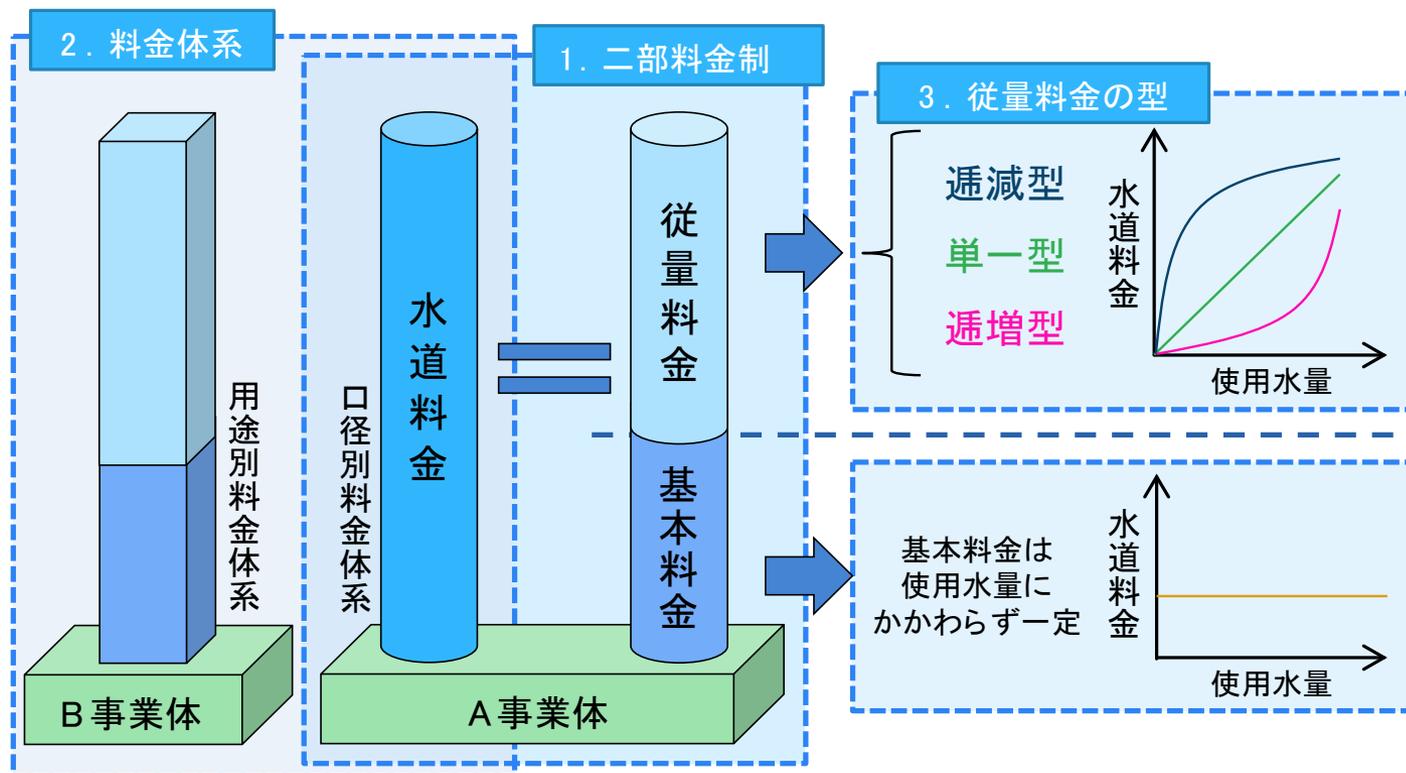


図 水道料金体系の概要

2-2. 各地区の現行の水道料金(1)

(1) 太田地区

(税抜き)

メーター口径 (mm)	基本料金 (1か月あたり)		従量料金 (1m ³ あたり, 円)			
	料金 (円)	水量 (m ³)	8 m ³ 以下	9~19 m ³	20~39 m ³	40 m ³ 以上
13	600	—	405 (定額)	80	165	210
20	1,380					
25	2,170					
30	3,390		80			
40	6,610					
50	12,950					
75	34,080					
100	70,540					
150	200,400					

40m³以上の
単価が高い。

(2) 館林地区

(税抜き)

メーター口径 (mm)	基本料金 (1か月あたり)		従量料金 (1m ³ あたり, 円)				
	料金 (円)	水量 (m ³)	10 m ³ 以下	11~20 m ³	21~50 m ³	51~200 m ³	201 m ³ 以上
13	900	—	30	135	150	170	185
20	1,250						
25	2,950		135				
30	4,100						
40	6,550						
50	11,600						
75	28,600						
100	46,600						
150	79,600						

基本水量の
設定はない。

2-2. 各地区の現行の水道料金(2)

(3) みどり地区

(税抜き)

メーター口径 (mm)	基本料金 (1か月あたり)		従量料金 (1m ³ あたり, 円)		
	料金 (円)	水量 (m ³)	10 m ³ 以下	11~20 m ³	21 m ³ 以上
13	750	—	50	130	180
20	1,650				
25	2,650				
30	4,100				
40	8,200				
50	15,000				
75	42,000				
100	88,000				

基本水量の
設定はない。

水量区画の
段階が少ない。

(4) 板倉地区

(税抜き)

メーター口径 (mm)	基本料金 (1か月あたり)		従量料金 (1m ³ あたり, 円) (※ 基本水量超過分について)			
	料金 (円)	水量 (m ³)	20 m ³ 以下	21~50 m ³	51~100 m ³	101 m ³ 以上
13	1,350	10	130	140		
20	1,400					
25	1,700	—	140	150	160	
30	1,800					
40	1,900					
50	2,100					
65	2,500					
75	3,000					

口径別の基本料金に
大きな差がない。

2-2. 各地区の現行の水道料金(3)

(5) 明和地区

(税抜き)

メーター口径 (mm)	基本料金 (1か月あたり)		従量料金 (1m ³ あたり, 円) (※ 基本水量超過分について)			
	料金 (円)	水量 (m ³)	20 m ³ 以下	21~50 m ³	51~100 m ³	101 m ³ 以上
13	1,300	10	130	140		
20	1,350					
25	1,700	—	140	150	160	
30	1,800					
40	1,900					
50	2,100					
75	3,000					
100	4,000					

口径別の基本料金に
大きな差がない。

(6) 千代田地区

(税抜き)

メーター口径 (mm)	基本料金 (1か月あたり)		従量料金 (1m ³ あたり, 円) (※ 基本水量超過分について)			
	料金 (円)	水量 (m ³)	20 m ³ 以下	21~50 m ³	51~100 m ³	101 m ³ 以上
13	1,300	10	145	155		
20	1,500					
25	1,800	—	155	165	175	
30	1,900					
40	2,000					
50	2,200					
75	3,100					
100	4,100					

口径別の基本料金に
大きな差がない。

2-2. 各地区の現行の水道料金(4)

(7) 大泉地区

(税抜き)

メーター口径 (mm)	基本料金 (1か月あたり)		従量料金 (1m ³ あたり, 円)				
	料金 (円)	水量 (m ³)	10 m ³ 以下	11~19 m ³	20~39 m ³	40~99 m ³	100 m ³ 以上
13	570	—	50	70	85	100	118
16	950						
20	1,620						
25	2,930						
30	5,200						
40	11,000						
50	20,000						
75	58,000						
100	121,000						
150	298,000						
200	702,000						

基本水量の
設定はない。

従量料金の
単価が安い。

(8) 邑楽地区

(税抜き)

メーター口径 (mm)	基本料金 (1か月あたり)		従量料金 (1m ³ あたり, 円) (※ 基本水量超過分について)			
	料金 (円)	水量 (m ³)	20 m ³ 以下	21~50 m ³	51~100 m ³	101 m ³ 以上
13	1,300	10	130	140		
20	1,400					
25	1,800					
30	3,600	—	140	150	160	
40	5,000					
50	7,000					
75	10,000					
100	12,000					

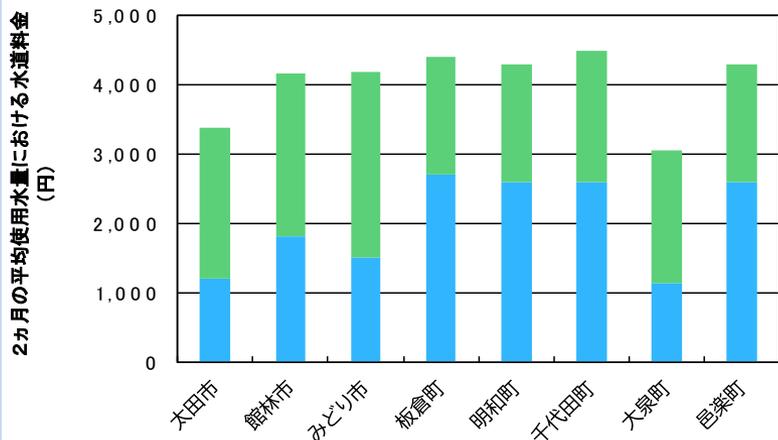
口径別の基本料金に
大きな差がない。

3. 口径別平均使用水量での料金比較

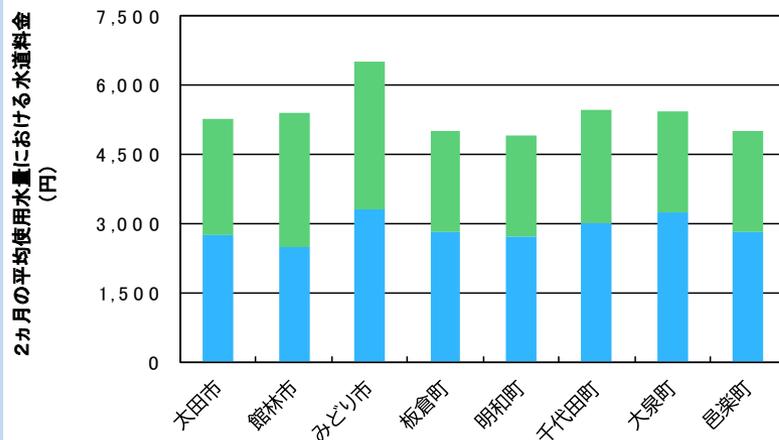
生活用

■ : 基本料金 ■ : 従量料金

φ13 mm (平均使用水量33 m³)

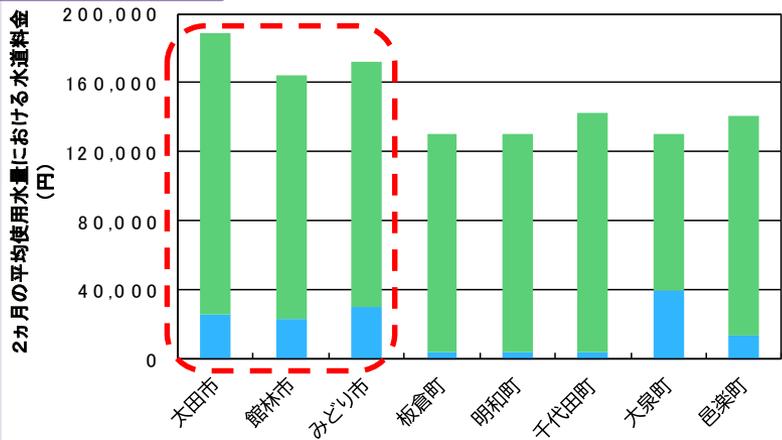


φ20 mm (平均使用水量37 m³)



業務・営業用

φ50 mm (平均使用水量809 m³)



工場用

φ75 mm (平均使用水量2,355 m³)

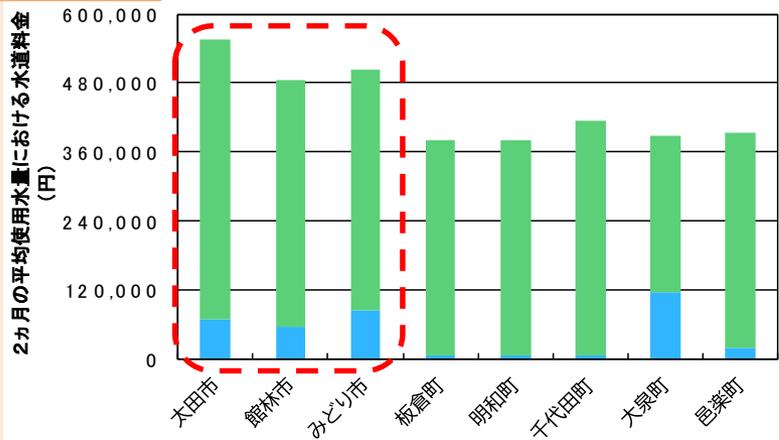


図 口径別平均使用水量での料金比較

4. 群馬県内の水道事業体との比較

- ◆ 1ヵ月あたりの水道料金(φ13mm:生活用)を群馬県内の水道事業体と比較すると、中央値よりも高い傾向にある。
- ◆ 一方、全国平均値と比較すると、低い傾向にある。
- ◆ 企業団内では、月10m³使用時で最大約300円、月20m³使用時で最大約1,000円の水道料金の差がある。

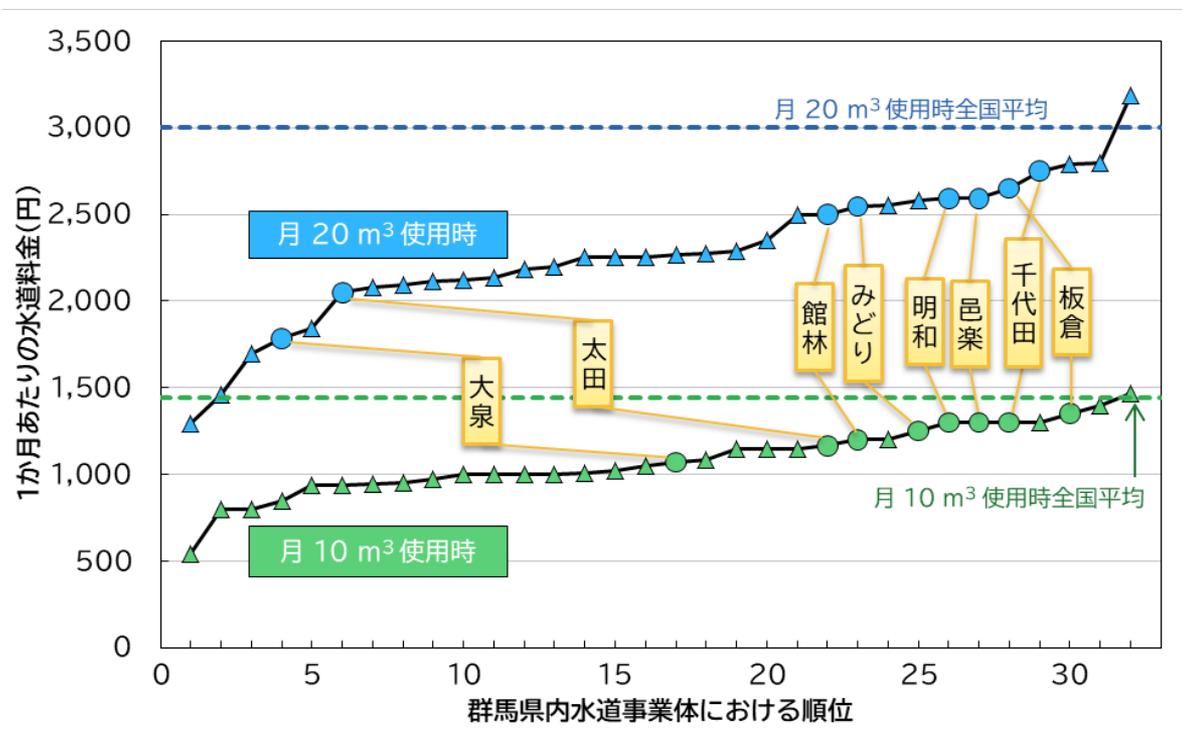


図 群馬県内水道事業体の生活用水道料金の比較

5. 直近の料金改定時期

- ◆ 人口減少に伴う水需要減少や、水道施設の更新需要増を考慮すると、料金改定が長らく実施されていない事業体の水道料金は適切でない場合がある。
- ◆ 直近の料金改定時期(消費税増税に伴うものは除く)を整理すると、3市5町の全てが15年以上経過している。

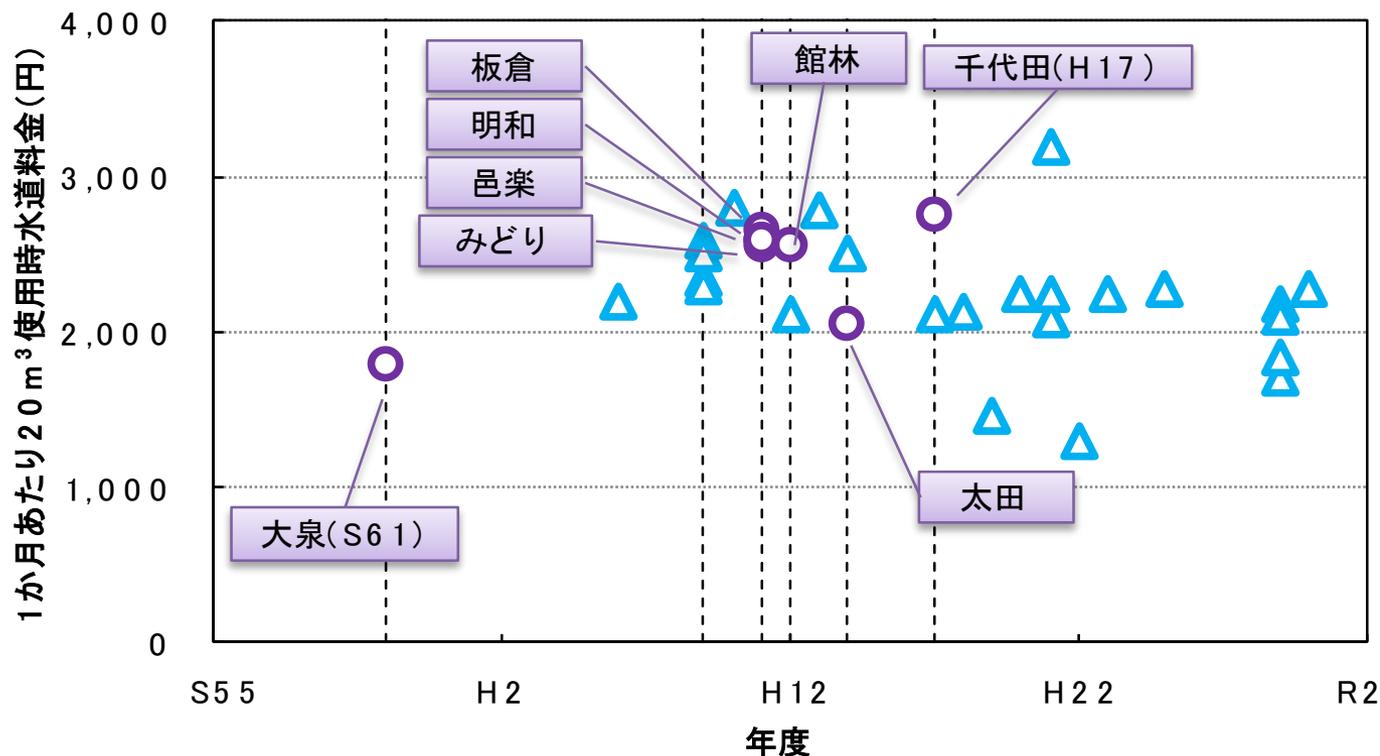


図 群馬県内事業体の直近の料金改定時期*

※縦軸は生活用(φ13mm)における水道料金

6-1. 今回の料金統一の目的(1)

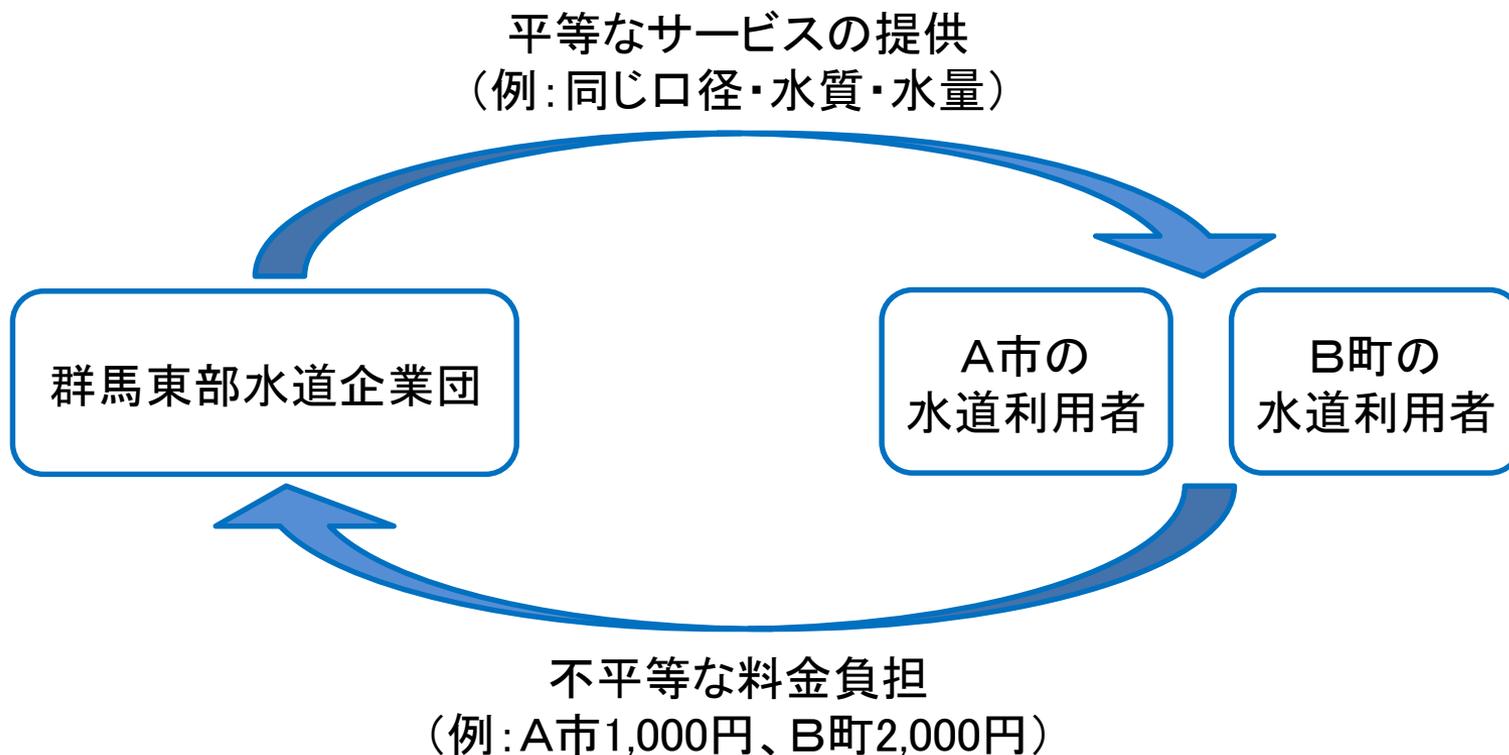


図 群馬東部水道企業団における水道料金負担の不平等のイメージ図

3市5町の間における水道料金負担の不平等を解消するために水道料金の統一を図る必要がある。

6-2. 今回の料金統一の目的(2)

将来的にますます負担は大きくなる。

激甚化する自然災害の
対策の実施

水道施設の老朽化に伴う
更新需要の増加

水需要減少に伴う
給水収益の減少

職員数見直しによる人件費削減

県水統合による受水費削減

包括委託による業務効率化

施設の統廃合の推進

広域化に伴う補助金の活用

効率化・費用削減には
限界が生じつつある。

図 群馬東部水道企業団が抱える問題と健全な事業運営を継続するための取組

健全な事業運営のための財源確保として、水道料金の適正化についても検討を行う必要がある。